

ALSOK 現場かけつけサービス利用規約

第1条（用語の定義）

この規約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	説明
ALSOK 現場かけつけサービス	第9条（本サービスの内容および範囲）に定めるサービスをいいます。
サービス提供者	大同火災海上保険株式会社が ALSOK 現場かけつけサービスの運営を委託している沖縄総合警備保障株式会社をいいます。
専用ダイヤル	ALSOK 現場かけつけサービスの利用申込みを受け付ける連絡先をいいます。
反社会的勢力	暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその役員を含みます。
対象事故	被保険自動車にかかわる次の事故をいいます。 ① 所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害した事故または他人の財物を滅失、破損または汚損した事故 ② 運行中に生じた急激かつ偶然な外来の事故により本サービスの利用対象者が身体に傷害を被った事故 ③ 被保険自動車に損害が生じた事故。ただし、故障損害および燃料切れは除きます。

第2条（この規約の目的等）

- (1) この規約は、大同火災海上保険株式会社（以下「大同火災」といいます。）が自動車保険に付帯する ALSOK 現場かけつけサービス（以下「本サービス」といいます。）に関する事項を定めたものです。
- (2) 本サービスの利用者（以下、「本サービス利用者」といいます。）は、本サービスの提供を受けるにあたっては、本利用規約に同意したものとします。
- (3) 本サービスは、大同火災がサービス提供者を通じて提供します。

第3条（本サービスの提供対象契約）

本サービスは個人用総合自動車保険（DAY-GO!くるまの保険）のご契約に適用します。

第4条（本サービスの対象自動車）

- (1) 本サービスの対象自動車は被保険自動車とします。

- (2) 「他車運転補償特約」の対象となる他の自動車や、「原動機付自転車に関する特約」の対象となる原動機付自転車等、被保険自動車以外の自動車や原動機付自転車は、本サービスの対象となりません。

第5条（本サービスの提供対象期間）

本サービスの対象期間は保険証券記載の保険期間となります。なお、解約（解除）等によって保険契約が終了した場合は、終了日までが本サービスの対象期間となります。

第6条（本サービス利用対象者）

- (1) 本サービスの利用対象者（以下、「本サービス利用対象者」といいます。）は、被保険自動車の所有者、運転者および同乗者とします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、本サービス利用対象者が次の①～⑧のいずれかに該当する場合は、本サービス利用対象者に含みません。
- ① 反社会的勢力に該当すると認められる場合
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる場合
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められる場合
 - ④ 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められる場合
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合
 - ⑥ 被保険自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ることなく被保険自動車に搭乗中であった場合
 - ⑦ 極めて異常かつ危険な方法で被保険自動車に搭乗している者
 - ⑧ 業務として被保険自動車受託している自動車取扱業者
- (3) 大同火災が本サービスを提供した後に、本サービス利用者が本サービス利用対象者ではないことが判明した場合は、本サービス提供に要した費用は全て本サービス利用者のご負担となります。

第7条（本サービスの提供地域）

- (1) 本サービスは、沖縄本島、宮古島および石垣島においてのみ提供します。ただし、サービス提供者の出動拠点から事故現場まで30分程度で到着できる場所での事故が対象となります。
- (2) 山間部、島しょ、高速道路および事故現場の特定ができない地域ならびにサービス提供者の運用可能地域外は、本サービスの提供対象外地域とします。

第8条（本サービスの利用条件）

本規約に基づく本サービスの利用条件は、次に定めるとおりとします。

- (1) 本サービス利用者は、本サービスを利用する場合、事故現場より大同火災の専用ダイヤルに連絡しなければなりません。

- (2) 本サービスの対象となる事故とは、被保険自動車を運転中に相手車両（自転車、バイクを含みます。）、相手歩行者、相手物（建物、構築物等）と接触したものをいい、自宅車庫への接触や転落などの単独事故、車両盗難、飛び石損害等は対象になりません。
- (3) 本サービスの利用にあたっては、本サービス利用者が、次の内容を実施および遵守することが条件となります。
- ① 大同火災の専用ダイヤルへの連絡の際には、車両登録番号などの契約が特定できる情報を通知すること。
 - ② 大同火災またはサービス提供者から、運転免許証、自動車車検証等およびその他本人確認資料の提示を求められたときは、これを提示すること。
 - ③ 本サービス利用者が現場急行時に立会うこと。ただし、負傷等により立ち会うことができない場合は、除きます。
 - ④ 大同火災またはサービス提供者に対して、本サービス提供のための必要な協力を行うこと。
 - ⑤ 道路交通法及びその他の法令、規則を遵守すること。
- (4) 本サービス内容について、定めのない事項や解釈が分かれる場合は、大同火災の定めるところ、または解釈に従っていただきます。

第9条（本サービスの内容および範囲）

- (1) 本サービスは、事故が発生した際に、本サービス利用者の要請にもとづいて、事故現場にサービス提供者のガードマンが駆けつけるサービスです。本サービスにおいて、サービス提供者は以下のサービスを提供します。
- ① 安心サポート
現場の安全確保および救急車の手配等をいいます。
 - ② 事故対応サポート
事故現場の損害物（車両等）の写真撮影、事故関係者情報の記録および事故当事者間のヒアリング等をいいます。
 - ③ 事故報告サポート
現場で収集した情報を大同火災へ連携することをいいます。
- (2) (1) の規定にかかわらず、サービス提供者は以下の対応は行わないものとします。
- ① 示談交渉
 - ② 金銭の立替
 - ③ 病院等への付添い
 - ④ 被保険自動車の移動
- (3) 本サービスの提供時間は、次のとおりとします。
- ① 平日：午後5時～午後11時
 - ② 土日祝祭日：午前8時～午後11時

第10条（本サービスの提供を行わない場合）

（1）大同火災は、以下のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を行いません。

- ① 事故現場が、高速道路および高速道路内のサービスエリア、パーキングエリア、自動車専用道路、有料道路等の進入に対価が必要な場所にある場合
- ② 災害等の影響により、立ち入りが不可能な場合
- ③ 大同火災およびサービス提供者が、地域、気象、道路状況等により、本サービスの提供が困難と判断した場合や本サービスの適用が不適切と判断した場合
- ④ 本サービス利用対象者が、法令に定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している場合、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項の規定に違反した酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で被保険自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している場合
- ⑤ 車検の有効期間が切れている場合

（2）大同火災は、以下のいずれかに該当する事由によって生じた事故に対しては、本サービスの提供を行いません。

- ① 本サービス利用対象者の故意または重大な過失
- ② 被保険自動車が違法改造されている場合
- ③ レース・ラリーへの参加、またはレース・ラリーを目的とする場所等、通常、自動車が走行するには不適切な場所において被保険自動車を使用した場合
- ④ 自動車メーカーが発行するマニュアル等に定められた使用方法を著しく逸脱して被保険自動車を使用した場合
- ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、クーデター、武装反乱、テロリズムその他これらに類似の事変または暴動の場合
- ⑥ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波の場合
- ⑦ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する場合
- ⑧ ⑦に規定した以外の放射線照射または放射能汚染の場合
- ⑨ ⑤から⑧までのいずれかの事由に随伴して生じた対象事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた対象事故
- ⑩ 国または地方公共団体の公権力に起因する場合
- ⑪ ストライキやサボタージュ行為などにより交通障害が発生した場合
- ⑫ 詐欺または横領
- ⑬ 被保険自動車に危険物を業務として積載すること、または被保険自動車が、危険物を業務として積載した被けん引自動車をけん引すること。
- ⑭ 被保険自動車の明らかな整備不良
- ⑮ 被保険自動車を運転すべき者が法令により運転を禁じられた状態にあること。

- ⑯ 被保険自動車を運転すべき者が傷害、疾病等の理由により運転できないこと。
- (3) (1) および (2) に該当する場合において、大同火災が本サービスを提供していた場合は、その費用を本サービス利用者に請求することができます。

第 11 条（個人情報の取扱い）

- (1) 本サービス利用者は、大同火災が本サービスを提供するため、本サービス利用者に関する情報（住所、氏名、電話番号、保険証券番号、車両登録番号、生年月日、契約者資格に関する情報等）をサービス提供者に対して提供することに同意するものとします。
- (2) 本サービス利用者は、本サービスの記録・利用状況等を大同火災とサービス提供者との間で相互に提供し、利用することに同意するものとします。
- (3) 本サービス利用者は、大同火災およびサービス提供者が、業務品質向上のため通話記録を録音することに同意するものとします。

第 12 条（本サービス提供時の責任）

- (1) 本サービスはサービス提供者の責任において行われるものとし、提供した本サービスに起因する車両事故、人身事故、その他損害などについては、大同火災は一切その責めを負わないものとします。
- (2) 本サービス提供後の被保険自動車の修理、整備および保管等については、本サービス利用者と受け入れ工場などとの間の契約であり、また、代車の使用または管理等については、本サービス利用者とレンタカー業者等との間の契約であるため、それらの契約に起因する車両事故、人身事故、その他損害などについては、大同火災およびサービス提供者は一切その責めを負わないものとします。
- (3) 本サービス提供時において、被保険自動車に高価な品物、代替不可能な品物または危険物等が積載されている場合、または被保険自動車の車体等に損傷等が生じる可能性が予測される場合は、サービス提供者は、その判断により本サービスの全部または一部について提供を行わないことができるものとします。また、これを原因として、大同火災またはサービス提供者に損害が生じた場合は、本サービス利用者はこれを賠償するものとします。
- (4) 被保険自動車に積載している貴重品、荷物については本サービス利用者の責任で管理するものとします。紛失、破損等が生じた場合であっても大同火災およびサービス提供者は一切その責めを負わないものとします。
- (5) 天災、地変および日本電信電話株式会社の設備する通信回線障害等その他の事由によりサービス提供者の業務の実施が著しく困難な場合または不可能となった場合は、大同火災およびサービス提供者は一切その責めを負わないものとします。
- (6) サービス提供者の責めによらない交通の渋滞等やむを得ない理由により到着が遅延した場合は、大同火災およびサービス提供者は一切その責めを負わないものとします。
- (7) 大同火災およびサービス提供者は、本サービスの提供を行わない場合、または本サービスの提供が遅延した場合であっても、金銭的補償を行いません。

第13条（本サービスの提供の変更・中止・終了）

- （1）大同火災は本規約（本サービスの内容を含みます。）の全部または一部を変更（注）することがあります。この場合、規約を変更する旨、変更後の規約の内容および効力発生日を大同火災のウェブサイトへの掲載その他相当な方法により公表し、効力発生日が到来した日から変更後の規約の効力が発生するものとします。
 - （2）大同火災は、保険契約者に事前または事後に通知することにより、本サービスの提供の中止または終了することができるものとします。
- （注）民法（明治29年法律第89号）第548条の4（定型約款の変更）第1項各号のいずれかに該当する約款の変更をいいます。

第14条（代位）

大同火災およびサービス提供者は、本サービスの提供に要した費用を第三者に損害賠償請求できる場合、その費用を限度として本サービス利用対象者が有する権利を取得します。

第15条（訴訟の提起および準拠法）

- （1）本規約に関して紛争が生じた場合、日本国内における裁判所に提起するものとします。
- （2）本規約に規定のない事項については、日本国の法令によります。

（改訂履歴）

2024年1月1日 規約制定